

平成22年度第2回尾張旭市廃棄物減量等推進審議会

1 開催日時

平成23年 3月24日(木)

開会 午前 10時00分

閉会 午前 11時30分

2 開催場所

尾張旭市役所 3階 講堂2

3 出席委員

自治連合協議会 多川 光和、名古屋産業大学 成田 暢彦、商工会 鈴木 善子、地域婦人
団体連絡協議会 清水 正枝、JA あいち尾東女性部尾張旭支部 谷口 悦予、子ども会連絡
協議会 本間 彰、地域活動連絡協議会 谷山 れい子、生活学校 吉田 民子、(株)イトーヨ
ーカ堂 中西 博文、(株)エコペーパーJP 水野 周治、消費生活改善推進員 江里口 邦子、
公募委員 松原 八壽雄、公募委員 松本 純子 13名

4 欠席委員

0名

5 傍聴者数

1名

6 出席した事務局職員

市民生活部長 酒井 敏幸、環境課長 野村 孝二、ごみ減量係長 森田 大輔、ごみ減量係
主事 廣岡 学

7 議題等

議題 平成23年度予算の概要について

報告事項 (1) 粗大ごみの有料化について

(2) あさひ訪問収集について

8 会議録

事務局	定刻になりましたので、ただ今から平成22年度第2回 尾張旭市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。 はじめに、市民生活部長酒井よりご挨拶をさせていただきます。
市民生活部長	おはようございます。市民生活部長をしております酒井と申します。廃棄物減量等推進審議会の開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。 3月11日の東北地方太平洋沖地震について、被害を受けられた多くのかたのご冥福をお祈り申し上げます。尾張旭市でもオール尾張旭ということで、できることをしていこうと準備しており、すでに市の備品を被災地へ送っています。 リサイクル広場でも、市民の皆さまからの支援物資を7品目に限って集めています。市も給水車が現地に向かい、義援金もたくさん集まっています。皆さまの思いが、多くのかたの役に立てばと思っています。 さて、本審議会の協議事項としては、平成23年度予算の概要をご審議いただきます。また、粗大ごみの有料化とあさひ訪問収集についてご報告させていただきます。忌憚のないご意見をお願いします。

事務局	<p>1名のかたから遅れるとの連絡を受けています。本日の出席者は12名でありますので、審議会条例第7条第2項によります、委員の過半数の出席者数に達しておりますので、会議は成立しております。よろしくお祈いします。なお、本審議会は、市の「附属機関の会議の公開に関する基準」に基づき、傍聴を認めております。また、本審議会の会議録の公開につきましては、「附属機関の会議録等作成に関する基準」に基づき、本審議会の会議録だけでなく会議を録音しました録音媒体につきましても公開が必要となりますので、ご了承いただきますようよろしくお祈いいたします。それでは、次第に沿って審議会を進行させていただきます。次第1あいさつを会長の多川さんよりお祈いします。</p>
多川会長	<p>会議の前にご挨拶させていただきます。色々な報道の中で、東北地方の悲惨な状況に心を痛めています。小学校、中学校でも募金を行っているなど、皆さまの温かい気持ちが東北地方へ伝わればと思っています。</p> <p>それでは、次第に沿って進行させていただきます。2議題 平成23年度予算の概要について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、平成23年度予算の概要についてご説明します。</p> <p>まず始めに補足させていただきます。予算資料の1枚目上段の歳入・歳出における平成22年度の数値は、平成23年2月時点のもので、数度の補正を経て実際に要する金額に近い値ですが、平成23年度は当初予算を記載しています。</p> <p>歳入からご説明します。平成23年度のごみ関係予算では、平成22年度と比較して総額で526万4千円の増額となっております。区分使用料及び手数料の内訳は、動物死体処分手数料35万7千円、一般廃棄物処理業許可申請手数料3万5千円、及び平成23年7月から導入する粗大ごみ処理手数料として400万円を見込んでおります。増減の403万円の3万円は、一般廃棄物処理許可申請手数料が、平成23年度から今まで4業者であった許可業者を7業者増やすため、その申請手数料として、5千円×7業者分の3万5千円、平成22年度は、予備として1社分の5千円を見込んでいたため、その差が3万円となるためです。区分雑入の内訳は、再商品合理化拠出金800万円と資源ごみ売却収入1,220万円を見込みます。平成22年度では、再商品合理化拠出金896万6千円、資源ごみ売却収入1,000万円。平成22年度と比較すると平成23年度予算は、拠出金がマイナス96万6千円、資源ごみ売却収入220万円の合計で123万4千円の増額です。</p> <p>容器包装リサイクル法の改正により、リサイクルの品質向上と費用低減に貢献した市町村に対し、その貢献に応じて特定事業者が市町村に対して支払うお金のことを再商品合理化拠出金と言います。容器包装リサイクル法のもと、分別収集は市町村、リサイクルは事業者と役割分担されています。実際にリサイクルにかかった費用が想定した額よりも下回った場合は、その下回った分の半分が特定事業者から</p>

市町村に支払われるものです。

次に歳出についてです。歳出全体では6億487万1千円を計上し、平成22年度と比較すると、約1,722万9千円の減額、対前年比97.2%です。清掃総務費は、3億9,008万円で前年度と比較すると約1,182万5千円の増額、対前年比103.1%です。増額の主な理由は、尾張東部衛生組合負担金が448万5千円の増額、新たに分別ガイドの印刷製本費で約320万円、新規で粗大ごみ収集予約受付業務委託料として289万5千円が増加するためです。

塵芥処理費は、2億555万8千円で、前年度と比較すると約2,119万3千円の減額で、対前年比90.7%です。減額の主な理由は、ごみ収集業務委託料が2,070万円の減額とるためです。環境事業センター費は、923万3千円で前年度と比較すると3万2千円の減額、対前年度比99.7%となります。

次に歳出の主なものを個々に説明します。清掃総務費の人件費です。労務職員17人の一般職員分としまして、1億3,890万9千円、臨時職員は、塵芥収集業務で通常業務の3人の他、7月から粗大ごみ収集予約受付業務を委託しますが、4月から6月までは、臨時職員による対応を継続するため、粗大ごみ予約受付業務2人分を計上し、合計1,391万6千円を予定しています。以上、人件費合計で1億5,282万5千円を計上しています。

次にクリーンシティ推進運動で9万円を計上しています。内容は、9月のクリーンシティ推進運動月間を中心として、市民および各種団体の協力により市内の美化活動を行います。地域清掃ゴミ袋の配布や、広報による啓発を行うとともに啓発横断幕及びのぼり旗の設置を行います。小学校4年生を対象として啓発ポスターや啓発標語を募集し、優秀作品を市役所ロビーに展示することで、市民の方に対して、ごみ減量・リサイクルの啓発を行います。ポスター、標語の応募は、それぞれ約900点を見込んでいます。不法投棄防止の啓発は、不法投棄防止パトロール、啓発のぼり旗の設置、収集車による巡回広報を予定しています。

次に夏休み親子リサイクル教室で、35,000円を計上しています。これは、小学生の親子を対象に、ごみ処理・リサイクルに対する理解を深めてもらうことを目的として、ごみ処理関連施設の見学会を実施するものです。

ごみの出し方の啓発事業は、701万8千円を計上しています。例えば三輪車が何ごみであるかを辞書のように調べられる、分別ガイドを全戸配布分3万2千部の印刷製本費、ごみ処理学習冊子、ごみ出しカレンダーの他、各種啓発用チラシの印刷製本費などで701万8千円を計上しています。

尾張東部衛生組合負担金は、2億2,682万6千円です。これは、2市1町のごみを共同処理するための尾張旭市にかかる負担金です。平成22年度は2億2,423万4千円でした。

次に粗大ごみ収集予約受付業務委託料ですが、こちらは、平成23年度からの粗大ごみ有料化に伴い、7月から収集予約受付業務を委託するものです。委託化によって、受付時間の延長、メール受付、排出日の設定が可能になるなど、利便性の向上が期待されます。予算として289万5千円を計上しています。

その他では、当廃棄物減量等推進審議会委員報酬や各種会議の負担金などで39

万1千円を計上しています。

次に塵芥処理費です。生ごみ処理機等購入補助事業は、昨年度から30万円減額の100万円を計上しています。この事業は、ごみ減量対策の一環として、生ごみの自家処理の推進を目的に、生ごみ処理機等を購入した方に対して補助金を交付するものです。対象は電動生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器及び生ごみ発酵用密閉容器です。平成22年度は、3月中旬までの実績で、生ごみ処理機14台、密閉容器46個、堆肥化容器8基で、合計33万7千円です。

資源ごみ等処理事業は、5,541万円を計上しています。古紙・古着類の収集業務委託料として1,200万円、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、乾電池の中間処理等の処理事業の費用などで4,345万円を計上しています。

資源ごみ回収団体活動奨励事業は、1,000万円を計上しています。平成21年度分より資源ごみの回収に加え、環境保全活動や地域貢献活動を実施している子ども会や自治会などを対象として、資源ごみの回収量に応じて奨励金を支払います。単価は1kg当たり3円、会員が自ら収集している場合は1kg当たり1円加え4円の奨励金を支払っています。

ごみ収集業務委託は、可燃ごみの約7割と不燃ごみの全ての収集を民間に委託しています。その予算として1億680万円でございます。

清掃車両維持管理事業は、2,215万5千円を計上しています。内容は清掃車両15台分の車検・修繕、保険料、重量税、燃料費等、及び清掃車両2台の買い替えです。買い替え車両は、平成15年度購入の4tパッカー、平成13年度購入の2tトラックです。

続いて動物死体処分事業は、300万円を計上しています。路上などで死亡した動物や持ち込まれた死亡したペットを衛生的に処分するために計上しています。平成22年度の2月末までの実績は、469件で、271万円です。

リサイクル広場設置・運営事業として、715万3千円を計上しています。資源ごみの持ち込みや、施設の利用でリサイクルやごみの減量についての理解を深めてもらうリサイクル広場の施設運営費用です。事業内容としては資源ごみの回収及び粗大ごみで収集した、まだ使える家具、自転車、子供服及び図書のリユースを行っています。また、リサイクル学習についての展示や「あげます情報・ください情報」のリユース情報掲示板を設置し、リユースの促進を図っています。

最後に環境事業センター費です。環境事業センター維持管理として、333万9千円を計上しています。内容は、警備保障業務委託、事務所棟清掃委託、光熱水費、修繕費です。

その他収集作業に要する費用は、589万4千円で、収集作業用消耗品の購入、事業センターの公用車1台の買い替えを予定しています。

以上で、平成23年度予算の概要説明は終わります。

多川会長

この項目について、ご意見等ございましたら、挙手のうえご発言をお願いします。

清水委員	清掃車両の買い替えとありますが、清掃車両は1台いくら位するのですか。また、清掃車両は何年位使用できますか。
事務局	2台分の買い替えで、4tのパッカー車が900万円、2tのトラックを380万円の購入予定で予算化しています。使用年数は8年位です。参考までに、市では天然ガス車を3台保有していますが、燃料を瀬戸市のモリコロパーク付近まで補充に行かなければならないため、燃費の改善されたディーゼル車を購入する予定です。
多川会長	法定上の耐用年数は4年位なので、8年使用するなら丁寧な使用と言えますね。
事務局	原価償却費で考えるとそうかもしれません。ディーゼル車なのでエンジンが丈夫ですが乗り降りが激しく、パッカー車については、ローラーで巻き取る部分が壊れてしまうため8年程度で買い替えなくてはなりません。
松原委員	資料1ページ目の歳入の合計の対前年比の数値が違います。また、同じく1ページ目の清掃総務費の人員費で一般職員について、昨年度の資料では、事務職員2名、労務職員17名となっていたが、平成23年度は、人数が減少しているにもかかわらず金額がほぼ同程度なのはなぜですか。
事務局	どちらも記載ミスでございます。人員費については、平成23年度も事業センターの事務職員2名と労務職員17名です。
多川会長	数値等については、適正な数値に修正してください。他にご質問はありますでしょうか。
松原委員	3ページの生ごみ処理機等購入補助費ですが、130万円から100万円に減額というのは、実績を踏まえたものだと思います。 前年度に、ふれあい農園でモニターを募集し、無償貸与コンポストを購入したと思いますが、あの経費はどこから出ているのですか。
事務局	生ごみ処理機等購入補助事業は、市民が市内の小売店で生ごみ処理機等を購入した場合に補助しているものです。ふれあい農園で無料貸与しているコンポストは、市の消耗品費から10万円程度使って購入しました。この事業は、ふれあい農園で作業される方に、試行的に無償でコンポストを貸与するものです。
多川会長	各家庭で全て生ごみ処理機を利用できるわけではないので、かなり積極的にPRしないと予算を確保しても利用されない状況になってしまいます。広報活動の中で、より利用が促進されるよう広報していただきたいと思います。
事務局	平成21年度実績で43万円、平成22年度実績で30万円程度です。当該補助

	<p>金が適用されるのは、市内の店舗のみに限っていますが、市外のカーマで購入した処理機にも補助を適用して欲しいなどの相談が寄せられています。今後、近隣の家電量販店などを含め、要綱及び事業そのものを見直し・拡張することを考えており、内部で検討した後、当審議会でご協議いただけたらと思っております。</p>
多川会長	<p>それまでの間、購入できる店舗のPRもお願いします。</p>
事務局	<p>はい、わかりました。</p>
松原委員	<p>資源ごみ等処理事業が5,541万円となっていますが、平成22年度予算と比較すると約1,100万円節約になっていますが、主な理由を教えてください。</p>
事務局	<p>分別収集した資源ごみは中間処理しています。ピンは、茶色ピン、透明ピン、その他のピンに色分けし、破碎後、再生業者へ引き渡します。ペットボトルは、キャップ、ラベルを取り、綺麗なペットボトルのみを丸めてボールという形にして再生事業者へ引き渡しています。プラスチック製容器包装も、指定袋を破り、汚れのひどいものを取り除き、綺麗なプラスチック製容器包装のみで固めたボールという形にして再生事業者へ引き渡します。これらの作業には、人の手が必要であり、その関係費用として4,345万円を要します。</p>
松原委員	<p>昨年12月1日の「ごみ減量のためにできること」という広報の記事をコピーしてきました。このような情報を市民に知らせるのは、非常によいことだと思います。しかし、燃えるごみの処理費用が1tあたり18,000円に対してプラスチック製容器包装は40,000円、ペットボトルは37,000円。これらを燃えるごみとして出した場合、18,000円で済むが、倍近く掛けて処理しています。何故これほどコストが掛かるのか教えてください。</p>
事務局	<p>ごみは燃やすのが一番安いのはご存知のとおりです。しかし、日本のように資源のない国で全てのごみを燃やすわけにもいかず、また、容器包装リサイクル法も同様の趣旨で成立した法律です。プラスチック製容器包装は、基本的には、収集・運搬してリサイクル業者に引き渡すことが自治体の責務になっています。それには、資源として分ける人件費が必要なので、大変費用が掛ってまいります。この数値は、実際、収入として入るプラスチック製容器包装の再商品化合理化拠出金とペットボトルの有償入札拠出金が支出と相殺されています。資料は平成21年度の数値で、拠出金は、約1600万円であったものが平成22年度分は900万円程度でコストとしては増加しますが、ペットボトルは、13円だったものが38円で取引されているので、大幅にコストが下がると思われます。容器包装は、リサイクルすればするほどコストが掛りますが、環境負荷の低減や資源を大切に扱うためにも、必要不可欠なコストであると認識して処理しています。</p>

多川会長	<p>処理費用だけでなく、分別の協力は、市民のみなさまのご協力が必要ですので、広報等でPRしていくことが大切だと思います。</p>
事務局	<p>先程、松原委員から質問のありました、資源ごみ等処理事業について、昨年度予算と約1千万円違うことについて回答します。平成22年度には、ごみの集積所の指導業務を緊急雇用で実施しました。問題のある集積所、数十箇所に指導員が立ち、ごみの出し方等を指導する委託業務が900万円含まれていました。また、残り約100万円は、プラ、ビン、ペットボトル等コスト・量の見直しにより平成22年度予算より100万円程減になっているためです。</p>
松原委員	<p>資源の枯渇を考えるとプラスチック製容器包装は、燃やせばよいとはならないことはわかりました。プラスチック製容器包装は、再商品化合理化拠出金という形で収入があり、さらにそれを進めれば負担は軽減されますが、生産者責任がもっと叫ばれるべきではないかと思います。市として容器包装リサイクル法、拡大生産者責任についてどのように考えているのか教えてください。</p>
事務局	<p>プラスチック製容器包装に限らず、リサイクル法そのものの趣旨に係ると思います。拡大生産者責任と言う形で、本来事業者が負担すべきであるとヨーロッパでは、取り入れられている考え方ですし、日本においても中央環境審議会で議論はされています。市でも全国都市清掃会議を通じて要望事項として出していますが、業界団体の圧力の方が強いのでなかなか行政の意見が通らないのが現状ですが、徐々に改善される方向にあるように思います。その最たるものが自動車リサイクル法であり、購入時にリサイクル費用は負担する制度が一番法律としては分かりやすいと思います。家電リサイクル法のように廃棄する時に料金を徴収すると不法投棄されてしまいます。そのため、行政が税の形でリサイクル料金を支払うのはできるだけ避ける方向性が望ましいと思います。</p>
多川会長	<p>プラ、ペットボトルは当初焼却炉を傷めるので分別しようという発想があり、その後、資源にしようという流れで分別が始まりました。どちらもコストが掛るのは事実です。市民としても手助けできることはお願いするように広報で啓発するようお願いいたします。</p>
本間委員	<p>不法投棄防止の啓発についてですが、吉岡町の河川敷で工事が始まり、工事現場を見るとごみがあり不法投棄が多くあるように見えます。不法投棄防止の啓発パトロールはどの程度効果があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>本市で不法投棄が多い場所は、矢田川河川敷、北部丘陵地帯の森林公園付近などです。定期的にごみは撤去していますが、また不法投棄されてしまいます。監視カメラを設置するなども検討していますが、プライバシーの問題、カメラがイタズラされるなどの問題もあります。今年度、安全安心課が駐輪場で監視カメラを設置し</p>

	<p>ているので、その効果を見ながら不法投棄対策でも検討したいと考えています。現在は、地元の自治会の方や環境パトロールボランティアといった形で市民のボランティアでパトロールしてもらい、不法投棄が見つければ早期対応していますが、完全に撲滅する方法を見出していないというのが現状です。</p>
多川会長	<p>私も、4月から三郷駅等で防犯カメラが設置されると聞いています。設置されてから自転車盗難が相当減っているようです。不法投棄にも、そのような機械を利用するのも一つの方法だと思います。ただし、機械を管理しやすい場所と人のいない場所での設置は異なると思いますので今後検討をお願いします。</p>
松原委員	<p>ごみ集積業務委託料は、昨年度から2000万円程度の減額となっていますが、入札方式で減額となったのですか。</p>
事務局	<p>市民の皆さんのご協力によって燃えるごみ・燃えないごみが順調に減ってきています。このたび、ごみ収集委託業者と収集体制の見直しについて交渉しました。</p> <p>現在、3人体制で収集していますが、収集が早めに終わるとの状況を把握していました。季節により増減するごみ量に合わせて、ごみの多い時期は、3人体制、少ない時期は2人体制で実施するよう見直したため減額となりました。</p>
松原委員	<p>非常に良いことだと思います。評価します。</p>
松本委員	<p>ごみの処理費用については、周辺自治体と比較して尾張旭市はどの程度ですか。</p>
事務局	<p>ごみ処理費用については、二市一町ほぼ同じレベルです。ただし、県下では、ごみの量が増え続けている自治体があるのに対し、本市では、順調にごみが減量できています。近隣に比べて中程度のレベルであると考えています。</p>
多川会長	<p>今後の審議会で、そのような資料を出していただけたらと思います。</p> <p>もう質問も無いようですので、議題平成23年度予算の概要についてを終わらせていただきます。</p> <p>次に報告事項 粗大ごみの有料化について、事務局からご報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告事項 粗大ごみの有料化について報告します。</p> <p>まず、始めに事前に配布した資料の粗大ごみの有料化についての中で修正があります。3の「剪定枝、布団、衣装ケースは、指定袋に入らないでも燃える・燃えないごみとして出す。」と記入している箇所を「剪定枝、布団は、ヒモで縛り、そのまま燃えるごみとして出す。」に変更してください。</p> <p>昨年度3月の審議会からご審議いただいております粗大ごみの有料化について、現在決定していることについて、ご報告させていただきます。</p>

まず、1. 有料化の導入時期についてですが、平成23年7月1日の予約受付分から有料化が開始となります。2. 粗大ごみの基準は、7月から指定ごみ袋に入らない大型ごみが粗大ごみとなります。燃えないごみは、4月から、燃えないごみ指定袋で出していただくこととなります。燃えないごみ指定袋は、20、40の2種類あり、スーパー等で購入することができます。7月からは、この燃えないごみ指定袋と燃えるごみ指定袋に入らないものが粗大ごみとなります。そのため、7月から、粗大ごみの基準変更と粗大ごみの有料化導入の大きな変更2つが同時に実施されることとなります。次に3. 粗大ごみの例外品についてですが、粗大ごみの基準は、指定ごみ袋に入らないものですが、長さが1m程度で、本体の大部分が指定袋に入るものは、燃えるごみ・燃えないごみとして出せます。その例として傘、金属バットなどがあります。例外 基本的には、粗大ごみ1個について、1枚800円の粗大ごみ処理券が必要ですが、購入時にセットであったものは、排出時もセットで、粗大ごみ1点800円となります。その代表例が学習机とイス、食卓セットなどです。例外 剪定枝、布団は、ヒモで縛り、そのまま燃えるごみとして、集積所に出すことができます。4. 手数料の徴収方法については、スーパー・コンビニなど、市が認定した粗大ごみ処理券取扱店から粗大ごみ処理券を購入し、粗大ごみに貼ってもらう方式です。5. 排出方法は、今までと同様に粗大ごみ専用予約センターへ電話予約後、粗大ごみ処理券を購入し、指定された日に、指定された場所へ、粗大ごみに処理券を貼って出す方式です。最後に6. 手数料の用途については、有料化導入により必要な事務経費とします。処理券の作成費や処理券販売手数料など有料化の運用に必要な経費です。ごみ減量啓発活動費とします。分別ガイドを作成し、全戸配布することで、ごみの減量、ごみ出しルールの徹底を図ります。粗大ごみ予約受付業務委託費とします。今まで、臨時職員による対応であった受付業務を委託することで市民のみなさんの利便性向上を図ります。ごみ出し困難世帯支援事業費とします。自力で集積所までごみを出すことが困難で、親族や近隣のかたなどの協力を得ることができない高齢者・障がい者のみの世帯を対象に市職員が玄関まで訪問してごみ収集します。詳しくは、報告事項 あさひ訪問収集でご説明します。

なお、粗大ごみ有料化についての周知についてですが、平成23年4月1日号広報で記事として掲載し、さらに6月15日号広報でチラシを配布する予定です。以上で、粗大ごみの有料化についての報告は終わります。

多川会長	今の報告事項 粗大ごみの有料化について、ご意見等ありましたらお願いします。
清水委員	粗大ごみの処理券はどの程度の大きさで、デザインは決まっていますか。また、簡単に剥がせると誰かに取られる可能性があります。どのような対策を取っていますか。
事務局	大きさは、A4の半分のサイズです。デザインはアサピーを記載したものです。盗難防止については、剥がした台紙を保管してもらい、盗難されても、台紙の確認

	ができれば回収します。また、処理券には、名前か受付番号を記入していただく方式を採用しています。
多川会長	基本的には処理券に名前か受付番号を記入してもらえば問題なく回収するものということです。
松本委員	処理券を購入してから電話するのですか。
事務局	排出する物が、粗大ごみではない可能性もあるので、電話予約後、処理券を購入していただく方式です。
多川会長	処理券はスーパー等でも購入できるのですか。
事務局	スーパーのサービスカウンターで購入できるようにします。
鈴木委員	処理券は、ごみ袋販売指定店で購入するのですか。
事務局	ごみ袋販売指定店とは異なります。粗大ごみ処理券取扱店として登録していただければ、店舗で取扱ができます。
多川会長	他にご質問等ありますでしょうか。
松原委員	大量にイチジクの剪定枝を縛って可燃ごみとして出した人がいたが、収集されずに小出しにして出して下さいと書いてありました。どの程度の量なら収集してもらえるのでしょうか。
事務局	明確な基準は設けていませんが、一時多量に出るごみは、一般のごみ収集に支障となるため、直接ご本人で晴丘センターへ搬入・処理するようお願いしています。トラック1杯分などは多量となりますが、常識の範囲でお願いします。
多川会長	粗大ごみの受付を委託化するとありますが、電話回線を拡大しないと、月曜日などは繋がりにくい状態が続くと思います。回線数を増やすことも配慮していただきたいと思います。
事務局	新聞報道で粗大ごみの有料化が発表され、駆け込み需要が多数発生し電話が繋がりにくい状態となっています。その対応として、4月に電話回線を増やし、臨時職員も増員します。7月以降の委託化では、更なるサービスの向上のため、電話受付時間を午後7時まで延長するとともに、電話受付業務は専門のかたにお願いします。また、受付をメールでも対応可とし、さらに粗大ごみの排出日指定ができるようにもなります。

多川会長	<p>広報のような小さな紙面で全てを報告することはできないと思いますが、4月から電話回線が増えた状態であれば、6月15日号の広報配布時点では、電話が繋がりやすい状態になっているのですね。</p> <p>他にご質問も無いようなので、あさひ訪問収集についてご報告をお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして、報告事項 あさひ訪問収集についてご説明します。お手元に配布させていただきました、23年4月から始まります！あさひ訪問収集と記載されたチラシをご覧ください。</p> <p>あさひ訪問収集とは、家庭ごみを決められたごみ集積所まで運び出すことが困難な高齢者や障がい者世帯の可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみを、市職員が玄関先まで戸別に訪問して収集する事業です。対象世帯ですが、市内在住者で次のいずれかに該当し、自力でごみ等を排出することが困難であり、親族や近隣在住者の協力を得ることができない世帯とします。介護保険法に基づき、要支援または要介護認定を受けている方だけの世帯。障がい者の方だけの世帯。その他、必要と認められる方の世帯、です。あさひ訪問収集をお願いすれば便利だから利用するよ、ということではなく、本当にこうした事業を利用しないと家庭ごみが出せない世帯が対象です。</p> <p>対象世帯の決定方法は、市職員が実態調査を行い、適当と認められた世帯に対してあらかじめ協議して決めた日からあさひ訪問収集を開始します。</p> <p>次に申込方法ですが、裏面のあさひ訪問収集利用申請書を環境事業センターまたは環境課に提出していただきます。申請を行うことができるのは、利用者本人や親族、また本人の介護支援者や民生委員児童委員としています。そのうえで、実態調査を踏まえ、利用世帯に対して実施あるいは中止決定通知を行います。</p> <p>この事業は、本年4月からの開始ですが、その前の利用申請の受け付け、実態調査の実施など準備が必要であるため、市民周知は尾張旭市広報の2月15日号に掲載しました。</p> <p>参考に、近隣自治体の同様の事業をご紹介します。例えば、瀬戸市は、「ふれあい収集」という事業名で、対象世帯は、160世帯。小牧市は、「こまやか収集」で、80世帯。春日井市は、「さわやか収集」で、175世帯。半田市は、「高齢者等訪問収集」で、120世帯です。こうした近隣自治体の事例から、尾張旭市では、対象世帯を100世帯と想定しています。以上で報告事項を終わります。</p>
多川会長	<p>この事項について、ご質問等ございましたらお願いします。</p> <p>2月15日号広報で既に発表されているとのことですが、今は何世帯位応募が来ているのですか。</p>
事務局	<p>平成23年4月1日から正式にあさひ訪問収集として開始しますが、従前から、ホームヘルパーさんから訪問先のごみが出せないとの相談をいただいていた。以前は、ヘルパーさんが事業所にごみを持ち帰り、事業系ごみとして排出していましたが、もともと家庭系ごみであるため、試行的にヘルパーさんから相談があった世帯では実施していました。2月15日号に記事を掲載し、ヘルパーさんにも説明</p>

	し、現在、46世帯程度で週1回職員が訪問しています。
多川会長	今後高齢化が進行する社会で、非常に重要な制度であると思います。高齢者だけでなく、若いかたでも腰痛などの障がい、産後間もない場合など一時的な利用を希望される場合も、その他市長が認めるものとして利用できるため安心です。
松本委員	障がい者のみの世帯とあるが、誰かが一緒にいたら利用できないのですか。
事務局	基本的には、ごみを出せるかたがいない世帯のみ適用となりますが、臨機応変に対応させていただきます。
多川会長	先日、可燃ごみ有料化の講演会がありました。今はごみ袋の製造費だけの費用で販売している価格にごみ処理手数料を上乗せするものです。そうすると戸別回収に向かう自治体があるそうです。今の尾張旭市にすぐ適用できるとは考えませんが、今後の課題ではないかと思います。今回のあさひ訪問収集については、高齢者のごみ排出の要望に合った、可燃ごみ有料化の一手手前の施策であると思っています。今回100件程度の予定とのことですが、今後高齢化が進む中で、高齢者だけの世帯が増えていく社会では、粗大ごみの有料化だけでは対応できないと考えています。
事務局	高齢化の問題は避けて通れないため、あさひ訪問収集は今後増加し、住民ニーズも高まるものと考えています。それらの問題も含め、将来的にどのようなごみの収集運搬体制が適切であるかを考えていかなければならないと思います。それらは、当審議会でもご協議いただきたいと思っています。
多川会長	今後どのような応募があるのか、応募しても受けもらえるかどうか、それぞれのケースに合うよう対応していただきますようお願いいたします。住みよい尾張旭になりますよう広報活動もお願いいたします。 ご意見等もないようですので、終了させていただきます。 ご協力ありがとうございました。